

## 今シーズンのインフルエンザ予防接種事業について

### 事業の実施期間について

- 1) 平成 22 年 10 月 1 日（金）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで。

### ワクチンについて

- 1) 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含む3価ワクチンでの接種となります。
- 2) 新型インフルエンザワクチンが入っていないワクチンは製造されません。
- 3) ワクチンは卸業者よりご購入ください。

### 協力医療機関の登録について

- 1) 受託医療機関は国（厚生労働大臣）との委託契約の締結が必要となります。  
国との契約にあたっては、協力医療機関の代理人として愛知県医師会がその契約を行います。  
そのため、協力医療機関は愛知県医師会に対する「委任状」を提出いただくことになります。  
委任状を提出しないでインフルエンザ予防接種を実施し、接種を受けた者に健康被害が生じた場合、予防接種法及び特別措置法による救済制度の適用となりません。

### 接種費用について

- 1) 名古屋市内での接種費用は下記のとおり統一料金となりますが、対象者によっては公費助成が設定されておりますので、詳細は裏面の接種費用フローチャートをご参照下さい。

	接種費用
1 回目の接種の場合	3,600 円
2 回目の接種の場合で、 1 回目と同一医療機関での接種の場合（13 歳未満）	2,550 円
2 回目の接種の場合で、 1 回目とは別の医療機関での接種の場合（13 歳未満）	3,600 円
発熱等により接種を行えなかった場合（接種不可）	1,790 円※

※ 接種不可につきましては、65 歳未満の接種希望者が発熱等により接種を行えなかった場合は、1,790 円の接種費用を接種希望者から徴収することが可能です。但し、予診の前段階で接種希望者からの同意が得られるよう十分な説明を行い、トラブルのないように努めてください。

### その他

- 1) 今シーズンのワクチンは市場流通のため、本年度の国の試算では潤沢に供給される見込みとなっております。そのため、接種を希望される方には、できるかぎりご対応いただきますようお願いいたします。
- 2) 昨シーズンのような優先接種対象者の設定はありません。
- 3) 実施に伴う必要書類に関しましては、9 月 28 日（火）に発送させていただく予定となっております。

## 65歳以上の方

※満60歳から64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害 又は ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方(身体障害者手帳1級相当)を含む

接種費用フローチャート

### 低所得者に該当する方

(下記のいずれか)

- ・生活保護世帯に属する方
- ・市民税非課税世帯に属する方
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

はい

接種費用		
	自己負担額	市への請求額
接種可	なし	3,600円
接種不可	なし	1,790円

いいえ

接種費用		
	自己負担額	市への請求額
接種可	1,000円	2,600円
接種不可	なし	1,790円

## 65歳未満の方

### 低所得者に該当する方

(下記のいずれか)

- ・生活保護世帯に属する方
- ・市民税非課税世帯に属する方
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

はい

接種費用		
	自己負担額	市への請求額
1回目の接種の場合	なし	3,600円
2回目の接種の場合で、1回目と 同一医療機関での接種の場合(13歳未満)	なし	2,550円
2回目の接種の場合で、1回目とは 別の医療機関での接種の場合(13歳未満)	なし	3,600円
接種不可の場合	なし	1,790円

いいえ

接種費用		
	自己負担額	市への請求額
1回目の接種の場合	3,600円	なし
2回目の接種の場合で、1回目と 同一医療機関での接種の場合(13歳未満)	2,550円	なし
2回目の接種の場合で、1回目とは 別の医療機関での接種の場合(13歳未満)	3,600円	なし
接種不可の場合※	1,790円	なし

※ 接種不可につきましては、65歳未満の接種希望者が発熱等により接種を行えなかった場合は、1,790円の接種費用を接種希望者から徴収することが可能です。但し、予診の前段階で接種希望者からの同意が得られるよう十分な説明を行い、トラブルのないように努めてください。

# インフルエンザワクチン料金設定への経緯 No.4

名古屋市当局の意向を踏まえ、名古屋市医師会としては理事会、各区会長会議で検討の結果“市内3,600円一定料金”と決定しました。（平成22年9月1日、10日）

## 今季インフルエンザ予防接種費用

対象年齢	ワクチン種別	接種費用	自己負担額 (窓口徴収額)	市への請求額	
65歳以上	新型+季節性 (法定)	3,600	一般	1,000	2,600
			低所得者	0	3,600
	接種不可	1,790	共通	0	1,790
65歳未満	1回接種	3,600	一般	3,600	—
			低所得者	0	3,600
	2回接種①	2,550	一般	2,550	—
			低所得者	0	2,550
	2回接種②	3,600	一般	3,600	—
			低所得者	0	3,600
接種不可	1,790	一般	1,790	—	
		低所得者	0	1,790	

①1回目の接種と同一医療機関での接種 ②1回目の接種と別の医療機関での接種

# 予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案の概要

## 政令改正の目的

予防接種法等改正法案の一部施行に伴い、予防接種による健康被害の救済のための給付(以下「給付」という。)の額など給付に関して必要な事項等を定める。

## 政令改正の主な内容

### 1. 基本的な枠組み：健康被害救済の給付水準の引き上げ

・公的関与の程度を踏まえ「**新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業**」(二類定期接種(季節性インフルエンザ)並み)より 給付水準を引き上げ(現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準)。併せて特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。

		○現行の臨時接種 ○一類疾病の定期接種	☆新たな臨時接種 ☆改正後の特別措置法	○二類疾病の定期接種 ○現在の特別措置法 ○任意接種(PMDA法)
障害児養育 年金(年額)	1級	153万円	119万円	85万円
	2級	123万円	95万円	68万円
障害年金 (年額)	1級	490万円	381万円	272万円
	2級	392万円	305万円	218万円
	3級	294万円	229万円	—
死亡時の給付		死亡一時金 4,280万円	死亡一時金 【被害者が生計維持者の場合】 3,330万円 【被害者が生計維持者以外の場合】 2,497万円	【被害者が生計維持者の場合】 遺族年金 238万円 (最長10年分 2,378万円) 【被害者が生計維持者以外の場合】 遺族一時金 714万円

注1) 金額は千の位を四捨五入して示した。

注2) 現行の臨時接種及び一類疾病の定期接種並びに新たな臨時接種及び改正後の特別措置法の障害児養育年金及び障害年金については、上表とは別に介護加算(1級: 84万円、

2級: 56万円)がある。また、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している場合併給調整がある。

注3) 医療費、医療手当、葬祭料は同じ額なため省略している(ただし、二類疾病の定期接種等は通院は対象外)。

### 2. 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日 (法律の1. と同日)